

加工食品卸売業に於ける 荷主としての省エネ取組みについて

2021年10月29日



一般社団法人 **日本加工食品卸協会**

目次

1. 一般社団法人 日本加工食品卸協会 概要
2. 荷主としての省エネ取組
3. 荷主としての省エネ取組の課題
4. 取組促進の検討の方向性に対する意見

1. 一般社団法人 日本加工食品卸協会 概要

○一般社団法人 日本加工食品卸協会

【事業目的】

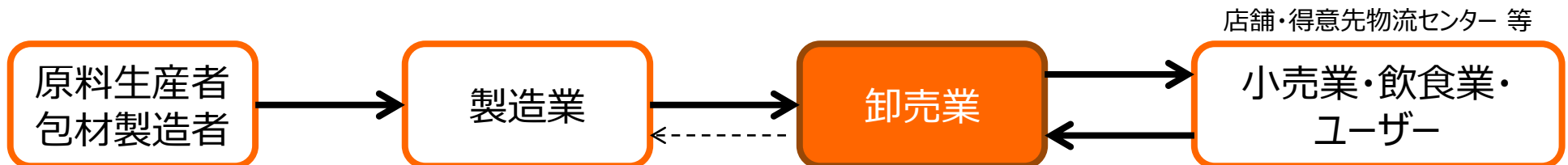
加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を行うことにより、加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的とする。

【事業内容】

- (1) 加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究及びその成果の普及
- (2) 加工食品卸売業の構造改善に関する事業の実施及び指導
- (3) 加工食品に関する知識の普及啓発及び業界の課題に関する見解の提示
- (4) 加工食品卸売業の経営者及び従業員の教育研修
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

【加盟会員】

正会員 93社 (2021年6月1日現在)



2. 荷主としての省エネ取組

○ 弊協会会員企業（加工食品卸売業） 個社としての取組

- ・ 配送業務委託会社に対し、関連データ提供依頼
- ・ 配送業務委託会社に対し、エコドライブ実施依頼
- ・ 共同配送の実施（一括物流、同業他社への配送委託）
- ・ 配送車両の定期的入れ替え依頼
- ・ 配送ルートの見直し
- ・ メーカー（製造業）との車両相互利用（帰り便）
- ・ トラック入荷受付・予約システム N-Torusを展開中
- ・ 入荷検品レスの試験的導入

○ 弊協会としての取組

- ・ 省エネ法対応を含め環境対応会議体を設置
- ・ 加工食品卸売業としての数値を集計し、周知
- ・ 省エネ法ガイドラインの作成、業界ルール設定

「省エネ法」再改正への
対応ガイドライン

2009年9月

 社団法人 日本加工食品卸協会

3. 荷主としての省エネ取組の課題

○データ取得、収集、集計について

- ・ データ数が多いため集計作業は負荷大（配送車両数、運行数）
- ・ 輸送量は極めて把握困難（多品種少量輸送、ルート配送）
- ・ 採用するエネルギー使用量算定法は会員企業によりまちまち
- ・ 路線便使用時はエネルギー使用量が把握困難
- ・ 精緻データの提供依頼は配送業務委託会社にとって業務増となる
- ・ データの収集、集計にはコストをかけにくい

○業容や配送先増加により影響を受けるエネルギー使用量

- ・ 得意先の新規出店により、エネルギー使用量の増加だけでなく、エネルギー使用効率も悪化する場合あり
- ・ 時間指定納品による別便対応が車両数増の要因
- ・ 配送ルート見直しや荷物のロット化は得意先との交渉が困難

3. 荷主としての省エネ取組の課題

○輸送モードについて

- ・ 末端配送であるため、鉄道へのモーダルシフトは不可能
- ・ 当業界でのモード変更は車両種類の変更になる：技術革新待ち
- ・ 同じ最大積載量の車両でも常温車と低温車では車種が異なる

○その他

- ・ 環境対応担当部署/担当者は省エネ法以外も対応（体制）
- ・ 個社での省エネ措置は限界がある
- ・ 私企業としてはやはり費用対効果を求められる
- ・ 混載専用便（同業他社同士の相乗り）は困難
- ・ 着荷主としての取組が定期報告書の数値には反映されない
- ・ 貨物量（荷量）や納品金額がエネルギー使用量と相関関係にない
- ・ 帰り便活用のためのメーカーからの商品引き取りは数値増となる

4. 取組促進の検討の方向性に対する意見

① エネルギー使用量の算定方法

(1) トンキロ法による算定の精緻化

- ・ エネルギー算定法によらず、数値収集/集計は負荷が大きいので、算定負荷軽減のためのツールの継続を希望
- ・ 同じ最大積載量でも車種が異なる場合（Cf.前頁）は、個別にトラックのトンキロあたり燃料使用量（トンキロ法の換算係数）が必要

(2) 燃料法・燃費法の利用促進

- ・ 弊協会会員企業は略委託配送であり、燃料法/燃費法も多い
- ・ 物流事業者（配送業務委託会社）が省エネ法荷主部門について認識をさらに高められるような公的なメッセージがほしい
- ・ やはり混載便やスポット便には燃料法は対応しづらい

4. 取組促進の検討の方向性に対する意見

②省エネ取組の評価と促進

(1)省エネ取組の評価

- ・ 格付け評価がそのまま企業の省エネ対応評価にならぬ配慮を
- ・ 事業場部門とは異なり、地道な措置が必要となると思料
- ・ 着荷主としての取組やサプライチェーン全体としての車両削減に資する措置を評価してほしい

(2)事業者間の連携促進

- ・ 食品流通に於いては、着荷主である納品先との協業が不可欠
- ・ 食品流通は、衛生管理上、他業種との連携が難しい場合が多い
- ・ 食品流通に於いては、商習慣が環境対応問題に大きく影響